



# 冤罪・布川国賠ニュース

第22号 2016.10.13

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

## 文書提出命令即時抗告審

9月26日(月)、証拠提出命令即時抗告審第2回審尋行われる

審尋は今回で終了し、双方が文書を提出した後、東京高裁の判断となります。決定は年末か年明けに出される見通しです。(詳細は次ページをご覧ください)

## 布川国賠 東京高裁要請行動・宣伝

ぜひご参加ください!

**証拠を隠し続ける検察警察への怒りの声を裁判所に届けよう!**

検察が自らの見立てに沿わない無罪方向の証拠を隠したまま裁判が行われれば、裁判所が判断を誤るのはむしろ当然で、冤罪の歴史がそれを証明しています。そんな裁判は公正な裁判といえないという怒りの声をあげ、裁判所に検察・警察の証拠隠しを許さず、厳しい態度で臨むよう要請します。

**日時 10月17日(月)**

**東京高裁前宣伝 12:00~12:50**

**東京高裁要請行動 13:00~13:30**

## 布川国賠裁判報告集会&クリスマス忘年会

**報告集会 と き 12月24日(土) 15:00~16:30**

**ばしょ 日比谷図書文化館 4階小ホール**

冤罪・国賠事件のなかの布川国賠(仮題)

(谷萩陽一 布川国賠弁護団長)

高裁での文書提出命令の闘いについて(仮題)

(上野格 布川国賠弁護団事務局次長)

**クリスマス忘年会 17:00~ (地下「フロント」/会費3000円)**

## 国と県

### 根本町倉庫の現在の写真、園部元 検事らの陳述書を提出

8月31日、警察が、ポリグラフ検査の記録紙が保管されていたとされる根元町倉庫の図面と現在の写真を提出しました。また、検察は第2次再審請求審水戸地裁土浦支部で担当検事だった園部典生元検事らの陳述書を提出しました。園部検事は、桜井さんの一本目の自白の録音テープを裁判所に提出した検察官です。陳述書で、桜井さんのテープは水戸地検土浦支部にあった段ボール箱の中にあったが、杉山さんの一本目のテープは探したが、送致書や目録の中にもなく、警察にも指示して調べさせたがなかったと述べています。

## 弁護団

### 流出についての客観的証拠、杉山 テープについての送致書・目録を提出 するよう求める

9月20日、弁護団は、洪水でポリグラフ検査の記録紙が流れたことについて、窓が割れたこと、倉庫の中の水に浸かった場所に記録紙が保管されていたことの客観的証拠を示すよう、また、直接流出を知っている担当者を明らかにするよう求めました。杉山さんのテープについては、ないことを示す送致書・証拠の目録を出すよう、加えて再審請求審で開示された桜井さんの一本目の10.17テープについても送致書・証拠の目録などを出すよう、求めました。

## 第2回審尋

### あくまで証拠を隠す

#### 検察・警察

9月26日開かれた第2回審尋では、ポリグラフ検査流出の資料の提出について、県は、証拠は出せないが、「小池」さんという水が引いた後に行った人の陳述書を出すと約束しました。また、杉山さんの一本目のテープについて弁護団は、警察から検察への送致書や証拠目録など、容易に出せる資料を提出するよう求めましたが、検察は経緯の説明はするが、証拠の開示は

しないと述べました。

弁護団と桜井さんのこれらの求めについて、裁判所も「関心がある」と同調したとのことです。

検察・警察は、経緯について説明はするが、その証拠を出さないという姿勢だそうです。この“説明”で“洪水で流れたという話や杉山さんのテープがないという話”を裁判所は信じるのでしょうか？

## 今後の裁判の行方

審尋は今回で終了し、警察・検察が書面を出し、その後、桜井さん側が11月末までに書面を出して、高裁での攻防は終了します。高裁の決定は、年末あるいは来年早々に出される見通しです。

決定に不服の場合、最高裁に特別抗告するには、一定の条件を満たすことが必要なため、決定が出てから特別抗告するかどうか、弁護団で検討するとのことです。

特別抗告すれば、舞台は最高裁に移りますが、特別抗告しなかった場合、地裁での審理が再開します。今までのまよめの書面を提出したのち、いよいよ証人尋問、桜井さんへの尋問が始まるとのことです。

東京高裁第21民事部 御中

布川国賠の文書提出命令に関する即時抗告について、  
証拠を隠しての責任逃れを許さない判断を！

2016年7月14日

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

私たち冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会は、提訴の1か月前の2012年10月に結成され、桜井さんの国賠裁判の支援を続けてきました。この裁判は、桜井さん個人の国に対する損害賠償請求ではありますが、私たちは冤罪原因を究明するシステムがない現在、国賠裁判で冤罪の真相を明らかにすることが必要だという立場から支援をしています。

冤罪布川事件は、警察が最初から桜井さんと杉山さんを犯人であると決めつけて捜査を進め、密室での取調べの中で、証拠や証言、二人の自白のつじつま合わせをしながら、ストーリーを作り上げ、それに合わない証拠は隠して確定判決を得たものです。また2度の再審請求審の中で、弁護団の粘り強い証拠開示の請求に裁判所が応え、証拠が開示され、それによって確定判決の誤りが明らかになって、再審無罪となったものです。しかし、今なお、まだ多くの証拠が隠されたままです。

現在の刑事司法制度では、証拠の提出は検察の裁量に委ねられています。しかし、証拠のねつ造が明らかになった袴田事件をはじめとする多くの冤罪事件で、検察警察による自白の強要、証拠隠しが行われており、それが冤罪を引き起こす原因となっていることが明らかになっています。刑事裁判で誤判を防ぐためには、自分たちの見立てにこだわり、それに合わない手持ち

の証拠を隠そうとする検察警察に対して、有罪方向であろうと無罪方向であろうと必要な証拠を全て出させた上で判断するという裁判所の強い姿勢がぜひ必要です。

この東京高裁での即時抗告審でも、陳述書は出すが、客観的証拠は出さないという姿勢を崩さないと聞きます。しかし、今までの44年間の冤罪布川事件の闘いから、ないと言っていた見立てに合わない証拠が「ある」ことは幾度となく実証されています。

40年以上たった今、時間経過により国家機密でさえ公開されるような現代に、本人が切に望み、開示の実害が実際には考え

られない、証拠の開示を拒むことは、自らの責任逃れのためだけであり、許されません。これを許せば、これからも自らの見立てに合わない証拠は隠すという体質が改善されないまま、裁判所ですら真実に接することなく、判断が下されるという、憲法の保障する公正な裁判と程遠い状況が続くと、私たちは危惧します。

貴裁判所が、に対して、検察警察が自らの責任を逃れるために手持ちの証拠を隠すことを許さない判断をすることを、切に要請いたします。

## 「第二回目審尋」

桜井昌司

9月26日、東京高裁で二回目の審尋がありました。

前回、裁判官は茨城県警に「洪水で窓が破れて証拠が流出したならば修理記録を出して欲しい」と求めました。また、検察には「証拠が存在しないことを調べた、当時の検察官から事情を聴くように」として、それを8月中旬に回答するようにと求めました。

どのような書面や記録を提出して来るものかと、少しは期待しましたが、期待しても無理な連中であることを忘れていました。

警察は根本町倉庫の内部写真などを提出しましたが、「修理記録は提出しません」と言います。検察は「杉山の録音テープは存在しない。送致簿などの記録を調べてもなかった。桜井の録音テープは段ボール箱にあったのを発見して再審裁判に提出したが、いつ、どうして検察に届いたのかは判らない」とする、当時の検察官の聴取書を提出しただけでした。

### 裁判所を舐めきった警察・検察

「提出して欲しい」と求められながら「出さない」として、これで通用するのでしょうか。かりそめにも証拠でしょうに、それが警察から検察に送られて「いつ、どうして届いたのか判らない」ということがあるのでしょうか。

警察も検察も裁判所を舐めきっています。地裁の朝倉佳秀裁判長は、「洪水があったから流れた、もしくは汚染されて廃棄された」と認めて「原告の求める証拠は提出しなくても良い」と判断しましたが、何も明確な証拠を示さないのに言うがままに認め

てしまう、こんな裁判官がいるから警察も検察も小ばかにしたような回答しかしないのです。嘘を平然と主張するのです。

誰でも判るでしょうが、洪水で窓など壊れていないのです。だから修理記録などはなくて提出できないだけです。再審で求められた証拠を提出すると裁判が不利になってしまうために「流出した」とウソを語ったがために、今も茨城県警は嘘を語り続けていることを示したのが、今回の回答でした。

検察のふざけた回答には、私も「検察にあった私の録音テープなのに、それが、いつ、どうして届いたのか判らない、なんてあり得ない。送致簿などを、提出すべきだ」と言いましたが、「そのような義務はない」そうです。

洪水後に倉庫に行った警察官から事情を聴いて、さらに回答することになりましたが、それでも「どの窓か壊れたかは答えない」と言います。

今後の展開ですが、11月中旬までには警察・検察から、その主張を書面として提出し、それに弁護団が反論して、高裁での判断が示されそうです。まさか地裁のようなバカげた判断はしないでしょうが、常識ある判断を期待したいものです、が、裁判所にも期待しては無理でしょうか？

### 「白鳥決定」40周年記念

#### 「再審にあたらしい風を！」出版記念会

とき 12月3日(土)午後  
ばしょ TKC東京本社ビル2階会議室  
(飯田橋駅徒歩5分)

「桜井昌司の言いたい放題！人生って何だ!!」

エフエム西東京(84.2MHz)

毎週木曜深夜 24:30～25:00

※放送後ポッドキャスト(番組ダイジェスト)をネット

公開 <http://syoujisakurai.seesaa.net/>

**直近 10月6日の放送は鹿児島・大崎事件弁護団  
事務局長鴨志田祐美弁護士との対談 part2!**

**以前に放送したのももネットで聞くことが可能  
です。是非一度お聴きください!!**

**★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する会の  
活動にご協力ください!**

・年会費 1口 1000円/1年

・郵便振替

口座番号 00170-8-485425

口座名 布川国賠を支援する会

・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)

口座番号 4711084

口座名 布川国賠を支援する会(「カワコバ イシエンルカイ」)

※会員拡大をお願いします!

現在会員数 424名

#### 日程経過

7月14日(木)12:00～東京高裁前宣伝

13:00～東京高裁要請行動

7月22日(金)第3回事務局会議

7月30日(土)～8月1日(月)日本国民救援会全国大会

(熱海市・ホテル大野屋)

8月10日(水)東住吉事件再審判決(大阪地裁)

9月8日(木)第4回事務局会議

9月26日(月)布川国賠東京高裁第2回審尋

10月13日(木)ニュース22号発送、第5回事務局会議

#### 当面の行動予定

10月17日(月)12:00～東京高裁前宣伝、

13:00～東京高裁要請行動

11月14日(月)なくせ冤罪!市民評議会のセミナーと総会

(平和と労働センター3階304,305会議室)

11月26日(土)救援会茨城県本部大会

10:00～青木恵子さんと桜井昌司さん対談

(赤塚駅北口ミストビル水戸福祉協議会内)

12月3日(土)白鳥決定40周年出版記念会

(飯田橋 TKC 東京本社ビル2階会議室)

12月24日(土)布川国賠報告集会&忘年クリスマス会

#### ❖なくせ冤罪!市民評議会❖

総会とセミナーのお知らせ

とき 11月14日(月)

ばしょ 平和と労働センター

3階304,305会議室

18:30～セミナー

「検察官上訴」の禁止または制限について

19:30～20:30 総会

#### ❖救援会茨城県本部大会❖

東住吉事件青木恵子さんと桜井さんの対談

とき 11月26日(土)10:00～

ばしょ 茨城赤塚駅北口ミストビル

水戸福祉協議会内

#### ★署名をありがとうございます★

署名数 総計12,174筆!

(9月27日現在)

救援会尾北支部 53 救援会愛知県本部 31 南

紀代子 16 救援会会津支部 171 三宅愛子 24

川上邦美 35 救援会千葉県本部 17

救援会大阪府本部 20 (敬称略)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏